

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱

平成23年3月29日区長決定
一部改正 平成25年3月28日区長決定
一部改正 平成30年3月30日資源環境部長決定
一部改正 平成31年3月26日資源環境部長決定
一部改正 令和3年3月30日区長決定
一部改正 令和4年2月18日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、アスベストによる住民等への健康影響を鑑み、板橋区内の建築物等に使用されている建築材料のアスベスト含有分析調査をする者に補助金を交付することにより、区内におけるアスベスト処理の適切な対応を推進し、もって地域における良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号の建築物をいう。
- (2) 建築物等 建築物、工作物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条に規定する工作物をいう。)並びに鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設、跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設等をいう。
- (3) アスベスト 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条第23号の石綿等をいう。
- (4) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者をいう。
- (5) 年度 地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条に規定する普通地方公共団体の会計年度をいう。

(6) 休日 東京都板橋区の休日を定める条例(平成元年板橋区条例第1号)第1条第1項に規定する東京都板橋区の休日をいう。

(補助金交付対象調査)

第3条 この要綱で規定する補助金(以下「補助金」という。)の交付対象とする調査(以下「補助金交付対象調査」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす分析調査とする。

- (1) 板橋区に所在する建築物等に使用されている建築材料のうち、吹付け材及び保温材(耐火被覆材及び断熱材を含む。)のアスベスト含有分析調査であること。
- (2) 建築物石綿含有建材調査者が実施するものであること。
- (3) 調査対象が既に補助金の交付を受けて分析調査した建築物等でないこと。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付対象とする者(以下「補助金交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 補助金交付対象調査を実施する建築物等を所有する者であること。ただし、当該建築物等を複数の者で所有している場合は、法人又は個人にかかわらずその代表の者とする。
- (2) 補助金の交付決定を受けた日の属する年度に、当該補助金交付対象調査を実施しようとする者であること。
- (3) 既に年度内に補助金の交付を受けていない者であること。
- (4) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体(独立行政法人、地方公共団体が設立した地方独立行政法人及び国又は地方公共団体の設立、出資等に係る法人をいう。)以外の者であること。

(補助金の交付制限)

第5条 補助金交付対象者が異なる場合であっても、集合住宅内戸別の分析調査に対する補助金の交付は行わない。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助金交付対象調査の費用の額とし、5万円を限度として、予算の範囲内で交付する。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

(交付申請の事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助金交付対象者(以下「申請者」という。)

は、次条に規定する書類を持参し、区長と事前に協議をするものとする。ただし、区長が事前の協議の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、補助金の交付申請をするときは、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「補助金交付申請書」という。）を区長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 区長は、申請者から提出のあった補助金交付申請書を審査し、補助金の交付を決定したときは板橋区アスベスト分析調査費補助金交付決定通知書（別記第2号様式。以下「補助金交付決定通知書」という。）により、不交付を決定したときは板橋区アスベスト分析調査費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付辞退)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該補助金の交付を辞退するときは、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付辞退届（別記第4号様式）を速やかに区長に提出するものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 交付決定者は、当該補助金の交付決定があった日から起算して90日以内かつ当該補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（この日が休日に該当するときは、その直前の休日に当たらない日）までに、板橋区アスベスト分析調査費補助金実績報告書（別記第5号様式。以下「実績報告書」という。）を区長に提出するものとする。

(補助金の交付額確定)

第12条 区長は、交付決定者から提出のあった実績報告書を審査し、補助要件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金の交付額確定を受けた交付決定者は、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付請求書（別記第7号様式）を区長に提出し、補助金の交付を請求する

ものとする。

(交付決定の取消)

第14条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消することができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金交付の決定を取消したときは、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に交付決定者に補助金を交付しているときは、当該交付決定者に期限を定めてその返還を命じなければならない。

(その他の事項)

第16条 この要綱に定めのない事項については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年東京都板橋区規則第3号）によるものとする。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第8条関係)

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)板橋区長

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第8条に基づき補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

建築物等の概要	建 名 称			
	所 在 地			
	周 辺 の 状 況	△別紙()のとおり		
	構 造			
	用 途			
	階 数 床 面 積	階	m ²	
	建 築 年 月	年	月	
	過去にこの要綱の補助金の交付を受けた分析調査の実施	あり	なし	
分析調査の概要	分 調 査 箇 所	△別紙()のとおり		
	実 施 予 定 期 間	年 月 日	～ 年 月 日	
	建築物石綿含有建材調査者	氏 名		
		種 別	一般	特定 一戸建て等
		修 了 証 明 書 番 号		
		修 了 証 明 書 (写 し)	△別紙()のとおり	
	分析調査予定額	総 額	円	
吹 付 け 材 に 係 る 費 用		円		
保 温 材、耐 火 被 覆 材 及 び 断 熱 材 に 係 る 費 用		円		
分析調査費用の見積	吹 付 け 材 に 係 る 見 積	△別紙()のとおり		
	保 温 材、耐 火 被 覆 材 及 び 断 熱 材 に 係 る 見 積	△別紙()のとおり		
※ 受 付 欄				

備考 1 ※印の欄には記入しないこと。

2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

第 年 月 日 号

様

板橋区長

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付決定通知書

年 月 日付板橋区アスベスト分析調査費補助金交付申請書で申請のあったアスベスト分析調査について、下記のとおり補助金の交付を決定したので、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 建築物等の名称

2 建築物等の所在地

3 補助金交付予定額 金 円

4 注意事項

- (1) この通知を受領した後に、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する分析調査を実施すること。
- (2) 実績報告書は、補助金の交付決定があった日から起算して90日以内かつ補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（この日が休日に該当するときは、その直前の休日に当たらない日）までに提出すること。
- (3) 区長は、要綱第14条第1項の規定に該当するときは、当該補助金の交付決定を取消することができる。
- (4) この要綱に定めのない事項については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年東京都板橋区規則第3号）によるものとする。

第 年 月 日 号

様

板橋区長

板橋区アスベスト分析調査費補助金不交付決定通知書

年 月 日付板橋区アスベスト分析調査費補助金交付申請書で申請のあったアスベスト分析調査について、下記のとおり補助金の不交付を決定したので、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 建築物等の名称
- 2 建築物等の所在地
- 3 不交付理由

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者氏名〕

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付辞退届

年 月 日付 号により補助金の交付決定のあつたアスベスト分析調査について、補助金の交付を辞退したいので、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

- 1 建築物等の名称
- 2 建築物等の所在地
- 3 辞退理由

板橋区アスベスト分析調査費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)板橋区長

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

年 月 日付 号により補助金の交付決定のあつたアスベスト分析調査の実績について、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

建築物等の 名 称		
建築物等の 所 在 地		
実 施 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
分 析 調 査 結 果	別紙 分析調査報告書(写し)のとおり	
建築物石綿含有 建材調査者	氏 名	
	種 別	一般 特定 一戸建て等
	修了証明書番号	
	修了証明書(写し)	△別紙()のとおり
分 析 調 査 額	総 額	別紙 領収証(写し)のとおり
	吹付け材に係る費用	別紙 内訳書(写し)のとおり
	保温材、耐火被覆材及び断熱材に係る費用	別紙 内訳書(写し)のとおり
※ 受 付 欄		

備考 1 ※印の欄には記入しないこと。
2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

第 年 月 日

様

板橋区長

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付額確定通知書

年 月 日付板橋区アスベスト分析調査費補助金実績報告書を審査した結果、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 建築物等の名称

2 建築物等の所在地

3 補助金交付確定額 金 円

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者氏名〕

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付請求書

年 月 日付 号により補助金の交付確定のあつたアスベスト分析
調査について、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり
請求します。

記

1 建築物等の名称

2 建築物等の所在地

3 補助金の請求額 金 円

第 年 月 日

様

板橋区長

板橋区アスベスト分析調査費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 号により通知した板橋区アスベスト分析調査費補助金の交付決定を下記のとおり取消したので、板橋区アスベスト分析調査費補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

- 1 建築物等の名称
- 2 建築物等の所在地
- 3 取消理由